

事 務 連 絡
平成26年5月29日

附属学校を置く各国立大学法人事務局
各国公立高等専門学校事務局
各都道府県私立学校主管課 殿
各都道府県教育委員会学校保健主管課
各指定都市教育委員会学校保健主管課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

予防接種法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

標記について、別添のとおり平成26年3月28日付け健感発0328第2号により厚生労働省健康局結核感染症課長から周知依頼がありました。

については、本内容を御了知の上、都道府県私立学校主管課及び都道府県教育委員会におかれては、所管の学校等に対して、また、都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会等に対して周知くださるようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課 保健指導係
電話 03-5253-4111 (内線2918)